

第12次大津市交通安全計画骨子(案)

令和8年9月市議会通常会議
生活産業常任委員会（所管事務調査）

資料 2

大津市交通安全条例の概要			
基本理念	市民等の生命、身体 の保護	交通安全要配慮者の安全	市、市民等との相互連携・協力
1. 目的	2. 基本的な施策	3. 推進体制	4. その他
一市、市民等、事業者等の責務や役割の明確化	①道路交通環境の整備等	一交通安全対策会議	⑨安全点検期間
一市の施策の基本を定め交通安全施策を総合的かつ計画的に推進	②広報及び啓発		⑩表彰
一交通事故のない安全で安心な地域社会の実現	③子どもの事故の防止		一財政上の措置
	④高齢者の事故の防止		
	⑤自転車による事故の防止		
	⑥交通安全施策の充実に係る情報収集等		
	⑦交通安全の確保に関わる人材の育成等		
	⑧交通事故被害者等に対する支援		

第11次大津市交通安全計画の振り返り
目標と達成状況 年間重傷者数目標「60人以下」 → 令和7年86人
・高齢者の事故重傷者が多い 過去4年で32.6%（全国：36.3%） ※高齢者の人口構成率は約28.2%
・歩行中・自転車乗車中の事故重傷者が多い 過去4年で45.3%（全国：49.6%）
・交差点（交差点付近含む）での事故が多い 過去5年で52.3%（全国：57.5%）

計画策定のポイント
①交通安全条例の施策の実施
②事故の特徴や情報収集・分析結果を踏まえた効果的・重点的な対策
③時代のニーズに応える新たな施策の推進
④国、県との連携・協力及び協調した施策の推進

計画策定

位置づけ	交通安全対策基本法第26条に規定する「市交通安全計画」
計画期間	令和8年度から令和12年度までの5年間

計画の基本理念
「交通事故のない大津を目指して」
交通事故は、被害者やその遺族のみならず、加害者の人生にも重大な影響を与え、社会的、経済的にも大きな損失をもたらすことから、 ①人優先の交通安全思想を基本とする ②究極的には交通事故のない社会を実現する
悲惨な死亡事故をなくすため、 年間死者数は指標とせず、常にゼロを目指す

指標の設定	※（ ）は県計画の目標
指標：年間重傷者数	60人以下（270人以下）
○指標設定について ・滋賀県に対する大津市の割合（人口、重傷者数等）を算定し、滋賀県が第12次交通安全計画で目標とする重傷者数270人を基に大津市の指標を設定	
○滋賀県に対する大津市の割合	
・人口	24.6% → 66.4人
・交通事故重傷者数	26.3% → 71.0人
・交通事故件数	22.2% → 60.0人

対策を進める重点事項
滋賀県と協調していく事項
1. 高齢者を交通事故から守るとともに交通事故を起こさないための総合的な対策
2. 子どもの安全確保のための環境整備
3. 歩行者の安全確保のための意識変容
4. 自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備
5. 生活に密着した身近な道路および交差点における安全確保
6. 先進技術の活用推進
7. 交通実態等を踏まえたきめ細やかな対策の推進
8. 地域が一体となった交通安全対策の推進
本市独自に加えていく事項
9. 「歩きスマホ」の禁止
10. 見通しの確保の推進
11. 子どもの自転車安全教育の推進

主な施策の位置づけ				
国・県の計画	大津市交通安全条例	第12次大津市交通安全計画	第12次大津市交通安全計画における主な取組	
			本市独自に取り組むもの	国や県の計画と協調して取り組むもの
道路交通環境の整備	①道路交通環境の整備等	道路交通環境の整備	●道路における見通し確保の推進 ・支障木、植込、街路樹の撤去等 ・交差点付近の街路樹の植栽整備 ・通学路の植栽や生垣等の点検及び整備	・通学路交通安全プログラムの実施 ・通学路における歩道の安全対策の推進 ・ゾーン30プラスの導入 ・歩行者と自転車が分離された自転車通行空間の整備 ・公共交通機関のバリアフリー化 ・宅配需要の増加に対応した規制の見直し ・交差点のコンパクト化による車両巻込み事故防止と速度抑止対策の推進
	③子どもの事故防止 ④高齢者の事故防止 ⑤自転車による事故の防止 ⑨安全点検期間		●安全点検期間の推進 ●交通事故情報に基づく道路改良	
交通安全思想の普及徹底	②広報及び啓発 ③子どもの事故防止 ④高齢者の事故防止 ⑤自転車による事故の防止 ⑦交通安全の確保に関わる人材の育成等 ⑩表彰	交通安全思想の普及徹底	●歩きスマホ禁止啓発の強化 ●学齢に応じた子どもの自転車安全教育の推進 ●幼児を対象とした交通安全教育の推進（カンガルー教室） ●小・中学生を対象とした交通安全教育の推進 ●地域及び事業者への教育資材の貸出 ●地域、職域への啓発用品の貸出・支給 ●出前講座の実施 ●表彰制度の拡充による交通安全意識の向上と地域人材の育成	・運転者を対象とした近江路交通マナーアップ運動 ・高齢者を対象とした自転車交通安全教育や啓発の推進 ・高齢者と家族を対象とした運転免許証自主返納の広報啓発 ・交通反則通告制度や法定速度30km/h等の法令周知 ・外国人を対象とした交通安全啓発 ・特定小型原動機付自転車等に関するルールの周知・啓発 ・地域団体や事業者と連携した交通安全思想の広報啓発 ・交通安全協会への活動支援
安全運転の確保	②広報及び啓発 ③子どもの事故防止 ④高齢者の事故防止 ⑤自転車による事故の防止	安全運転の確保	●高齢者の運転免許証自主返納促進助成の実施 ●高齢者と家族を対象とした運転時認知障害早期発見の推進	・交通労働災害防止のためのガイドラインの周知徹底
	⑤自転車による事故の防止		●自動車の後付け安全運転支援装置の設置補助の実施	・自転車の安全性の確保
車両の安全性の確保	④高齢者の事故防止	車両の安全性の確保	●大津市と大津警察署及び大津北警察署との安全で安心なまちづくりに関する協定に基づく取組の推進	・交通指導・取締りと事故多発路線等における街頭活動の強化
道路交通秩序の維持	②広報及び啓発	道路交通秩序の維持		・応急手当の普及啓発等
救助・救急活動の充実	⑧交通事故被害者等に対する支援	救助・救急活動の充実	●おうち犯罪被害者支援センターとの連携協力に関する協定に基づく取組の推進	・被害者向け情報提供の実施 ・自転車損害賠償保険への加入義務周知
被害者支援の充実と推進	⑥交通安全施策の充実に係る情報収集等	被害者支援の充実と推進	●交通安全施策の充実に係る情報収集と調査研究	・安全運転や効率的な道路の維持管理に資する技術の調査研究 ・交通事故情報の活用及び周知
研究開発および調査研究の充実		情報収集および調査研究の充実		